

15. 環境関係条例等

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例

平成6年6月29日

条例第19号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 市民等の参加及び協力(第6条—第10条)
- 第3章 廃棄物の減量化の推進(第11条—第13条)
- 第4章 廃棄物の適正処理(第14条—第23条)
- 第5章 地域の清潔の保持(第24条・第25条)
- 第6章 一般廃棄物処理業等の許可等(第26条・第27条)
- 第7章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格(第28条)
- 第8章 手数料(第29条・第29条の2)
- 第9章 雑則(第30条—第36条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の有効な利用を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。
- (4) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として活用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (6) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持の推進に努めなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

3 市長は、前2項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、市長が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正処理を図るとともに、地域の清潔の保持の推進に努めなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第6条 市長、事業者及び市民は、廃棄物の減量化及び適正処理の推進並びに地域の清潔の保持に当たっては、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第7条 市長は、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(舞鶴市廃棄物減量等推進審議会)

第8条 市長は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等に関する事項について審議するため、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

(審議会の組織等)

第9条 審議会の委員は、市民、事業者、識見を有する者その他相当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第10条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する舞鶴市の施策への協力その他の活動を行うものとする。

第3章 廃棄物の減量化の推進

(市長の廃棄物の減量化)

第11条 市長は、再生利用が可能な物の分別、再生品又は再生利用が容易な物の積極的な使用等を推進することにより、自ら廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市長は、再生利用を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする者に必要な協力を求めることができる。

(事業者の廃棄物の減量化)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次の各号に定める方策を積極的に講ずることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期間使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装、容器等に係る適正基準の設定による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) 使用後の容器の回収体制及び製品等の修理体制の整備並びにこれらに係る情報提供
- (6) その他廃棄物の減量化推進活動

(市民の廃棄物の減量化)

第13条 市民は、地域団体等が自主的に行う再生資源の集団回収等の活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、物品の長期使用、再生品又は再生利用が可能な物の使用等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

第4章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画(以下「処理計画」という。)を定め、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。

処理計画を変更したときも、また同様とする。

(一般廃棄物の処理)

第15条 市長は、処理計画に従い、家庭系一般廃棄物を処理するものとする。

2 市長は、前項の処理に支障がないと認める場合に限り、事業系一般廃棄物を処理することができる。

(家庭系一般廃棄物の処理)

第16条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、当該土地又は建物から排出される家庭系一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものは、自ら処分するよう努めなければならない。

2 占有者等は、自ら処分できない家庭系一般廃棄物については、適正に分別し、保管する等市長が指示する方法に従って処理しなければならない。

(資源物の所有権等)

第16条の2 前条第2項の規定により市長が指示する方法に従って排出された資源物(再生利用を目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、舞鶴市に帰属するものとする。

2 舞鶴市又は市長が指定する事業者以外のものは、前項の資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

第17条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物のうち自ら処理することが困難なものがあつた場合は、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等をするときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める基準に準じて行わなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第19条 市長は、法第6条の2第5項の規定に基づき必要があると認めるときは、多量の事業系一般廃棄物を排出する占有者等に対して、当該事業系一般廃棄物の減量化に関する計画の作成、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物搬入の申出等)

第20条 舞鶴市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者は、当該一般廃棄物の搬入について、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に係る一般廃棄物が別に定める搬入基準に適合していないと認めるとき、又は当該搬入しようとする廃棄物が当該申出の内容と異なると認めるときは、当該搬入を拒否することができる。

(排出禁止物)

第21条 占有者等は、法第6条の2第1項の規定に基づき舞鶴市が行う一般廃棄物の処理に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 引火性のあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、舞鶴市の行う処理に支障を及ぼすもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第22条 市長は、必要がある場合は、一般廃棄物のうちから適正な処理が困難なもの(以下「適正処理困難物」という。)として法第6条の3第1項の規定に基づき環境大臣が指定したものの以外のもを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、これを告示するものとする。

(適正処理困難物の回収等)

第23条 市長は、適正処理困難物(法第6条の3第1項又は前条第1項の規定より指定された適正処理困難物をいう。次項において同じ。)となる前の容器、製品等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任でその回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

2 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等必要な措置を講ずる場合は、これに協力しなければならない。

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第24条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆用ごみ容器等を設ける等により、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理をしなければならない。

(土地等の管理)

第25条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めるとともに、その土地等にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理をしなければならない。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業の許可)

第26条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは同条第2項の規定による当該許可の更新若しくは同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可若しくは同条第7項の規定による当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、市長に申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に対し許可をしたときは、当該申請者に許可証を交付する。
- 3 前項の規定により許可証の交付を受けた者が、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物再生利用業の指定)

第27条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する再生利用されることが確実な一般廃棄物のみを収集し、運搬し、又は処分する業(以下「一般廃棄物再生利用業」という。)の指定を受けようとする者は、市長に申請をしなければならない。指定を受けた一般廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けようとする者も、また同様とする。

- 2 市長は、前項の申請に対し指定をしたときは、当該申請者に指定証を交付する。
- 3 前項の規定により指定証の交付を受けた者が当該指定証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て指定証の再交付を受けなければならない。

第7章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第28条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、

- 1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
 - (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第8章 手数料

(可燃ごみの処分及び粗大ごみの収集等に係る手数料)

第29条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、一般廃棄物のうち舞鶴市の処理施設において焼却処理するごみ(以下「可燃ごみ」という。)に係る処分については占有者等又は事業者から、家庭系一般廃棄物のうち粗大ごみに係る収集及び運搬(以下「収集等」という。)については占有者等からそれぞれ別表に掲げる手数料を規則で定めるところにより徴収する。

2 前項の既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を免除することができる。

(一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)

第29条の2 第26条第1項に規定する許可若しくは許可の更新又は同条第3項に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 3,000円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 2,000円
- (3) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 3,000円
- (4) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 2,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 3,000円
- (6) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 3,000円
- (7) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 3,000円
- (8) 許可証の再交付手数料 1件につき 2,000円

2 前項の既納の手数料は、還付しない。

第9章 雑則

(開発事業等に関する事前協議)

第30条 規則で定める開発事業等を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の完了後に当該開発事業を行う区域において生じる一般廃棄物の適正処理について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(報告の徴収)

第31条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査等)

第32条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量化及び適正処理並びに地域の清潔の保持等に関し、必要な調査又は検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にそれを提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第33条 市長は、第16条第2項、第17条第2項、第19条、第21条第2項又は第23条第1項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善

その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、第24条第2項又は第25条の規定に違反し、地域の清潔の保持を著しく害している者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第34条 市長は、前条第1項の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(受入拒否)

第35条 市長は、第19条の規定による指示に従わないことにより第33条第1項に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の舞鶴市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に次項の規定による廃止前の舞鶴市清掃条例(昭和30年条例第2号)等の規定に基づきなされたこの条例第26条に規定する許可又は許可の更新で当該許可又は許可の更新の期間が施行日以後も継続したものとなっているものについては、この条例に基づきなされた許可又は許可の更新とみなす。

(舞鶴市清掃条例の廃止)

- 3 舞鶴市清掃条例は、廃止する。

附 則(平成11年3月29日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第29条の2の規定は、施行日以後の粗大ごみの収集等に係る申込みから適用する。

附 則(平成12年3月30日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定は、同年1月6日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第29条の2第1項の規定は、施行日以後の粗大ごみの収集等に係る申込みから適用する。

附 則(平成15年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月15日条例第27号)

改正 平成16年12月28日条例第31号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(平16条例31・一部改正)

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後における可燃ごみの処分に係る手数料の徴収その他必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則(平成16年12月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第34号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第29条関係)

(平16条例27・追加、平25条例34・一部改正)

手数料の区分		手数料の額	
可燃ごみ	家庭用ごみ袋	10リットル相当の容量のもの	1袋につき 8円
		20リットル相当の容量のもの	〃 17円
		30リットル相当の容量のもの	〃 26円
		45リットル相当の容量のもの	〃 40円
		90リットル相当の容量のもの	〃 79円
	事業用ごみ袋	45リットル相当の容量のもの	〃 40円
		70リットル相当の容量のもの	〃 62円
		90リットル相当の容量のもの	〃 79円
粗大ごみ		5,000円以内で規則で定める額	

備考

- 1 家庭用ごみ袋とは、家庭系一般廃棄物(可燃ごみに限る。)を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。
- 2 事業用ごみ袋とは、事業系一般廃棄物(可燃ごみに限る。)を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則

平成6年6月29日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び条例の例による。

(舞鶴市廃棄物減量等推進審議会の所掌事務)

第3条 条例第8条に規定する舞鶴市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申するものとする。

- (1) 一般廃棄物の減量化に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、浄化槽清掃業等の許可申請)

第6条 条例第26条第1項に規定する申請は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める書類により行わなければならない。

- (1) 法第7条第1項又は第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新の申請 一般廃棄物収集運搬業許可・許可更新申請書(様式第1号)
- (2) 法第7条第6項又は第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は許可の更新

の申請 一般廃棄物処分業許可・許可更新申請書(様式第2号)

(3) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の申請 浄化槽清掃業許可申請書(様式第3号)

(4) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の申請 一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書(様式第4号)

(5) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請 一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書(様式第5号)

)

(許可証)

第7条 条例第26条第2項に規定する許可証は、一般廃棄物収集運搬業にあつては一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第6号)、一般廃棄物処分業にあつては一般廃棄物処分業許可証(様式第7号)、浄化槽清掃業にあつては浄化槽清掃業許可証(様式第8号)とする。

(許可証の紛失又は毀損の届出等)

第8条 条例第26条第3項の規定による許可証の紛失又は毀損の届出及び再交付の申請は、許可証再交付申請書(様式第9号)により行わなければならない。

(廃止等の届出)

第9条 法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、一般廃棄物収集運搬業等廃止・変更届出書(様式第10号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 浄化槽法第37条の規定による変更の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業変更届出書(様式第11号)に、浄化槽法第38条の規定による廃業等の届出をしようとする者は、浄化槽清掃業廃業等届出書(様式第12号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第9条の2 市長は、法第7条の3又は浄化槽法第41条第2項の規定により期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じるときは事業停止命令書(様式第13号)により、法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定によりその許可を取り消すときは許可取消書(様式第14号)により行うものとする。

(許可証の返還)

第10条 条例第26条第2項に規定する許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 許可を取り消されたとき。

(2) その業を廃止したとき、又は業務の全部を休止したとき。

(3) その他新たに許可証の交付を受けたとき。

(業務実績の報告)

第11条 許可業者は、その取り扱う一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃の業務に関する当月分の実績を翌月10日までに次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書により市長に報告しなければならない。

- (1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)収集運搬業者 一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(様式第15号)
- (2) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥をいう。)収集運搬業者 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業務実績報告書(様式第16号)
- (3) 一般廃棄物処分業者 一般廃棄物処分業務実績報告書(様式第17号)
- (4) 浄化槽清掃業者 浄化槽清掃業務実績報告書(様式第18号)

(一般廃棄物再生利用業の指定申請等)

第12条 条例第27条第1項前段に規定する一般廃棄物再生利用業の指定に係る申請は、一般廃棄物再生利用業指定申請書(様式第19号)により行わなければならない。

2 条例第27条第1項後段に規定する一般廃棄物再生利用業の事業の範囲の変更(第15条の届出に該当することとなる変更等は除く。)の指定に係る申請は、一般廃棄物再生利用業事業範囲変更指定申請書(様式第20号)により行わなければならない。

(指定証)

第13条 条例第27条第2項に規定する指定証は、一般廃棄物再生利用業指定証(様式第21号)とする。

(指定証の紛失又は毀損の届出等)

第14条 条例第27条第3項の規定による指定証の紛失又は毀損の届出及び再交付の申請は、指定証再交付申請書(様式第22号)により行わなければならない。

(一般廃棄物再生利用業の廃止等の届出)

第15条 一般廃棄物再生利用業の指定を受けた者(以下「一般廃棄物再生利用業者」という。)は、その指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、速やかに一般廃棄物再生利用業指定廃止届出書(様式第23号)を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物再生利用業者は、その指定を受けた事業に係る次に掲げる事項を変更したときは、速やかに一般廃棄物再生利用業指定変更届出書(様式第24号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあっては、その名称並びに代表者及び役員の氏名)
- (3) 事務所又は事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的又は方法
- (5) 取引関係

(指定の取消し)

第16条 市長は、一般廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 第12条の申請又は前条の届出において、虚偽の申請又は届出をした者
- (2) 前号のほか、市長が取り消す必要があると認める者

(指定証の返還)

第17条 一般廃棄物再生利用業者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 指定を取り消されたとき。
- (2) その業を廃止したとき、又は業務の全部を休止したとき。
- (3) その他新たに指定証の交付を受けたとき。

(粗大ごみの収集等に係る手数料の額)

第17条の2 条例別表に規定する粗大ごみの収集等に係る手数料の額は、別表のとおりとする。

(指定ごみ袋及び粗大ごみ収集手数料券の交付)

第17条の3 市長は、条例第29条第1項に規定する可燃ごみ(以下「可燃ごみ」という。)の処分に係る手数料をあらかじめ納付した者に対し、市長が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)を交付する。

2 市長は、前条に規定する粗大ごみの収集等に係る手数料をあらかじめ納付した者に対し、粗大ごみ収集手数料券(以下「手数料券」という。)を交付する。

(可燃ごみ及び粗大ごみの排出方法等)

第17条の4 前条第1項又は次条第3項の規定により指定ごみ袋又は専用ごみ袋の交付を受けた者は、当該指定ごみ袋又は専用ごみ袋に可燃ごみを収納して市長が指示する方法に従って排出しなければならない。

2 前条第2項又は次条第3項の規定により手数料券の交付を受けた者は、同券を粗大ごみにちょう付して市長が指示する方法に従って排出しなければならない。

3 次条第4項の規定により専用ごみ袋又は手数料券の交付を受けなかった者は、市長が指示する方法に従って排出しなければならない。

4 市長は、前3項に規定する方法以外の方法で可燃ごみ又は粗大ごみ(以下「可燃ごみ等」という。)が排出された場合は、その排出した者に対し、当該可燃ごみ等の回収を命じることができる。この場合において、当該排出した者が明らかでなく、かつ、当該可燃ごみ等を処理しないことが生活環境の保全上支障があると認めるときは、自ら当該可燃ごみ等を処理することができる。

5 市長は、前項後段の規定により当該可燃ごみ等の処理を行った後に、当該可燃ごみ等を排出した者が判明したときは、その者に対し、当該可燃ごみ等の処理に要した費用を請求することができる。

(手数料の免除)

第17条の5 条例第29条第3項の規定により手数料を免除する場合は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 天災、火災その他これに類する災害を受けた占有者等が当該災害により生じた可燃ごみ等を排出するとき。
 - (2) 市民又は法人その他の団体が公園、広場、道路等の公共の場所の清掃奉仕活動により収集した可燃ごみ等を排出するとき。
 - (3) 育児、介護等で使用した紙おむつ、尿取りパッド等を保護者、介護者等が排出するとき。ただし、事業者が排出するときを除く。
 - (4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。
- 2 手数料の免除を受けようとする者は、可燃ごみ処分・粗大ごみ収集等手数料免除申請書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、可燃ごみにあつては市長が別に定める専用ごみ袋を、粗大ごみにあつては手数料券を交付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に該当する場合で市長が特別の理由があると認めるときは、専用ごみ袋又は手数料券を交付しないことができる。

(事前協議を要する開発事業等)

第18条 条例第30条に規定する事前協議を要する開発事業等は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する許可を要する開発行為及び舞鶴市開発行為に関する要綱(昭和49年告示第4号)第2条に規定する開発行為
- (2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業
- (3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が、本市の一般廃棄物処理計画に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める事業

(立入調査員証)

第19条 条例第32条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第26号)とする。

(公表)

第20条 条例第34条第1項の規定による公表は、占有者等又は事業者の住所及び氏名又は所在地及び名称、公表の理由その他必要な事項を告示等により行うものとする。

(受入拒否)

第21条 条例第35条の規定に基づき、事業系一般廃棄物の受入れを拒否するときは、

占有者等に対し、書面により通知するものとする。

(委任)

第22条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、次項の規定による廃止前の舞鶴市清掃条例施行規則(昭和30年規則第2号)等の規定に基づきなされた許可又は許可の更新で当該許可又は許可の更新の期間が施行日以後も継続したものとなっているものについては、この規則に基づきなされた許可又は許可の更新とみなす。

(舞鶴市清掃条例施行規則の廃止)

3 舞鶴市清掃条例施行規則は、廃止する。

附 則(平成11年3月29日規則第7号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第43号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月1日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、この規則による改正前の舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則別表第1の規定により収集及び運搬に係る手数料が納付されたパーソナルコンピュータについては、なお従前の例による。

附 則(平成15年12月24日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に、改正前の舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則別表第1の規定により納付された電気冷凍庫の収集及び運搬に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年10月15日規則第26号)

改正 平成16年12月28日規則第29号

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(平16規則29・一部改正)

(施行の日前における手続)

- 2 指定ごみ袋の交付その他必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成16年12月28日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月7日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月1日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第14号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第17条の2関係)

(平11規則7・追加、平12規則43・旧別表・一部改正、平15規則13・平15規則25・一部改正、平23規則12・旧別表第1・一部改正)

種目	品目		手数料(円)	
電化製品、ガス・石油機器類	ア	ウインドファン	500	
	カ	カラオケ演奏装置	1辺の長さが1メートル未満	1,000
			1辺の長さが1メートル以上	2,000
		加湿器	500	
		ガスこんろ	500	
		ガスレンジ	500	
	サ	食器乾燥機	500	
		食器洗い乾燥機	1,000	
		照明器具(電気スタンドを含む。)	500	
		除湿機	500	
		ステレオセット	1辺の長さが1メートル未満	1,000
			1辺の長さが1メートル以上	2,000
		ストーブ	500	
		スピーカー(1本)	500	
		ズボンプレスサー	500	
		扇風機	500	
	掃除機	500		
	タ	テレビアンテナ	500	
		電気こたつ(天板と一体となったものを含む。)	1,000	

	電子レンジ		1,000	
ハ	ファンヒーター		500	
	布団乾燥機		500	
	プロジェクションテレビ(スクリーンに映像を投影する方式のテレビジョン受信機で、当該スクリーンと投影機とが一体型になっているものに限る。)		3,000	
	ホットカーペット(カバーを除く。)		500	
	ホットプレート		500	
	マ	ミシン	卓上型	500
		卓上型を除く。	1,000	
	餅つき機		500	
ラ	ラジオカセット		500	
ワ	ワードプロセッサ		500	
家具・寝具類	ア	アコーディオンカーテン	1,000	
		衣装箱	500	
		いす	応接用で1人用のもの	1,000
			応接用で2人以上用のもの	2,000
			応接用を除く。	500
		衣類乾燥機台	500	
	オーディオラック	1,000		
	カ	カーテンレール(5本まで)	500	
		カーペット(じゅうたん、ホットカーペットカバーを含む。)	500	
		傘立て	500	
		カラーボックス	500	
		鏡台	1,000	
		下駄箱	1辺の長さが1メートル未満	1,000
			1辺の長さが1メートル以上	2,000
		こたつ天板	500	
	サ	サイドボード	1辺の長さが1メートル未満	1,000
			1辺の長さが1メートル以上	2,000
		スタンドミラー	1,000	
		すだれ	500	
		すのこ	500	
		タ	棚	1辺の長さが1メートル未満
1辺の長さが1メートル以上	2,000			
たんす	1辺の長さが1メートル未満		1,000	
	1辺の長さが1メートル以上		2,000	
ついたて	1,000			
机	両そで机を除く。		1,500	

		両そで机	2,000	
	テーブル類	1辺の長さが1メートル未満	500	
		1辺の長さが1メートル以上	1,500	
	テレビ台、電話台等	1辺の長さが1メートル未満	500	
		1辺の長さが1メートル以上	1,500	
ハ	布団		500	
	ブラインド		500	
	ベッド	ベビーベッド	500	
		シングルベッド	1,000	
		2段ベッド	1,000	
		ダブルベッド	1,000	
		特殊ベッド(リクライニング機能付等)	3,000	
マ	マットレス	スプリングのないもの	500	
		スプリングのあるもの	3,000	
ヤ	よしず		500	
ラ	ロッカー	1辺の長さが1メートル未満	1,000	
		1辺の長さが1メートル以上	2,000	
ワ	ワゴン	1辺の長さが1メートル未満	500	
		1辺の長さが1メートル以上	1,500	
趣味・スポーツ・レジャー用品	楽器	オルガン(電子オルガンを除く。)		2,000
		電子オルガン	1段	2,000
			2段以上	3,000
		キーボード(卓上用)		500
		ギター		500
		上記以外の楽器(ピアノを除く。)	1辺の長さが1メートル未満	500
			1辺の長さが1メートル以上	1,000
	クーラーボックス		500	
	健康器具	電動式ランニングマシン		2,000
		電動式ランニングマシンを除く。		1,000
	ゴムボート		1,000	
	ゴルフ用具(一式)		500	
	サ	サーフボード		500
	自動車用品	キャリア		500
チャイルドシート		500		
ルーフボックス		1,000		
スキー用具(一式)		500		
スノーボード		500		
タ	卓球台		3,000	

		釣りざお(5本まで)	500	
		テント(一式)	500	
	ハ	ビーチパラソル	500	
	マ	マッサージ機	いす型	2,000
			いす型を除く。	500
その他	ア	アイロン台	500	
		編み機	500	
		網戸	500	
		乳母車	500	
		煙突(長さが2メートル以下。5本まで)	500	
	カ	額縁	500	
		花瓶	500	
		簡易式洋式便座(ポータブルトイレを含む。)	500	
		車いす(電動式を除く。)	500	
		子供用遊具等	一輪車、三輪車、四輪車、ゆりかご、ベビーカーバス、歩行器、すべり台、ぶらんこ等	500
	サ	作業用具	一輪車、脚立、ほうき、スコップ等	500
		自転車		1,000
		スーツケース		500
		ストーブガード		500
		水槽		1,000
	タ	とい(長さが2メートル以下。5本まで)		500
		トタン板、波板(長さが2メートル以下。5枚まで)		500
	ナ	生ごみ堆肥化容器		500
	ハ	火鉢		500
		フラワースタンド		500
		プランター(5個まで)		500
		ペット小屋	1辺の長さが1メートル未満	500
			1辺の長さが1メートル以上	1,000
	ホースリール(ホースを含む。)		500	
	マ	物置(組立式のものであって、広さが1畳以下で解体してあるもの)	高さが1メートル未満	1,000
			高さが1メートル以上	1,500
		物干し竿(長さが4メートル以下。5本まで)		500
		物干し台	土台付き	2,000
			土台なし	500
	その他	1辺の長さが1メートル未満のもの		500
1辺の長さが1メートル以上のもの			1,000	

備考

- 1 この表に掲げる品目は、縦、横、高さのいずれか1辺の長さが50センチメートル以上のものとする。
- 2 個数について特に定めのない品目については、それぞれ当該品目1個当たりの金額とする。
- 3 ゴルフ用具、スキー用具及びテントについては、当該一式として市長が別に定める数量又は構成内容に満たない場合であっても、これを当該品目の一式とみなしてこの表を適用する。

舞鶴市が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成 10 年 12 月 28 日
条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 9 条の 3 第 2 項(同条第 8 項により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第 9 条の 3 第 1 項及び第 7 項に規定する届出(以下「届出」という。)に際し、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る報告書等の縦覧手続及び利害関係を有する者に対する意見書の提出機会の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境影響調査 届出に際し、市長が実施する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。
- (2) 報告書等 生活環境影響調査の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類をいう。
- (3) 意見書 届出に係る生活環境の保全上の見地からの意見書をいう。

(対象となる施設の種類)

第 3 条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「施設」という。)とする。

(報告書等の縦覧)

第 4 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧の場所
 - (2) 縦覧の期間
 - (3) 施設の名称
 - (4) 施設の設置場所
 - (5) 施設の種類
 - (6) 施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (7) 施設の処理能力(施設が最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - (8) 実施した生活環境影響調査の項目
- 2 前項第 1 号に規定する縦覧の場所は、舞鶴市役所その他市長が必要と認める場所とする。
- 3 第 1 項第 2 号に規定する縦覧の期間は、当該告示の日の翌日から起算して 1 月間とする。

(意見書の提出)

第 5 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により意見書を提出できる旨、意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

2 前項に規定する意見書の提出先は、舞鶴市役所その他市長が必要と認める場所とする。

3 第 1 項の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条第 3 項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第 6 条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)又は京都府環境影響評価条例(平成 10 年京都府条例第 17 号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前 2 条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第 7 条 市長は、施設の設置又は変更に係る区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に舞鶴市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**舞鶴市が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則**

平成 10 年 12 月 28 日
規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、舞鶴市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 10 年条例第 26 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する縦覧の期間のうち、舞鶴市の休日を定める条例(平成 3 年条例第 1 号)第 1 条第 1 項各号に規定する日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(縦覧者の遵守事項)

第 3 条 条例第 4 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下この条において「縦覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 職員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第 4 条 条例第 5 条第 3 項の意見書には、次に掲げる事項をすべて記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)

(2) 施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

舞鶴市環境美化条例

昭和 59 年 3 月 30 日
条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民、事業者及び市が一体となって、ごみの散乱等の防止に努めるとともに、地域の環境美化の促進を図り、もって良好な都市環境を保全することを目的とする。

(ごみの投棄の禁止)

第 2 条 何人も、ごみの投棄を禁止する法令の規定のほか、この条例の規定を遵守して、みだりにあきカン、あきびん、使い捨て容器等ごみを捨て、又はごみを散乱させてはならない。

(ごみの散乱防止に関する市民の責務)

第 3 条 市民は、その住居周辺の清掃に努めるほか、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰る等ごみの散乱を防止しなければならない。

(ごみの散乱防止に関する事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみの散乱を防止しなければならない。

2 容器入り飲料等を販売する事業者は、その販売する場所に、空き容器等を回収する設備を設け、これを適正に管理するように努めなければならない。

(散乱ごみの清掃に関する市民等の責務)

第 5 条 市民及び事業者は、協力して地域における散乱ごみの清掃に努めなければならない。

(水質汚濁の防止)

第 6 条 何人も、水質汚濁の原因となる物質を含む生活排水又は営業排水等を公共用水域に排出しないように努めなければならない。

(大気汚染等の防止)

第 7 条 何人も、物質の焼却等により、周辺地域に大気汚染、悪臭等の害を及ぼさないように努めなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第 8 条 市長は、前 6 条に定める事項を遵守させるため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(市の責務)

第 9 条 市は、ごみの散乱等の防止に関する施策を実施し、住民の意識の啓発及び高揚に努めるものとする。

(環境美化区域の指定)

第 10 条 市長は、公園、道路、海水浴場その他の公共の場所におけるごみの散乱を防止するため、当該公共の場所及び周辺区域のうち、特に必要があると認める区域を環境美化区域として指定することができる。

2 市長は、環境美化区域を指定する場合には、その旨及びその区域を公示するものとする。

3 市長は、前項の規定により環境美化区域を指定した場合は、その区域内又はその付近の公衆の見やすい場所に、環境美化区域である旨を掲示するものとする。

(関係法令の適用)

第 11 条 市長は、環境美化区域内の公共の場所において、ごみの投棄等について罰則の定めのある法令の規定に違反した者がいるときは、当該法令の規定の適用を積極的に図るものとする。

(補則)

第 12 条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

舞鶴市墓園条例

昭和 54 年 12 月 27 日
条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、舞鶴市墓園(以下「墓園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置等)

第 2 条 墓園の名称、位置及び区画数は、次のとおりとする。

名称	位置	区画数
舞鶴市北吸墓園	舞鶴市字北吸 1051 番地	680

(使用の目的)

第 3 条 墓園に墳墓の用に供するため墓地を設ける。

2 墓地は、市長が指定する区域とし、納骨に使用するものとする。

(使用資格)

第 4 条 墓地を使用できる者は、本市に住所を有するものであって、祭祀を主宰するものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合はこの限りでない。

(使用の許可)

第 5 条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(墓地の区画及び墳墓の規格)

第 6 条 墓地の使用は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)1人につき 1 区画とし、1 区画は 4 平方メートルとする。

2 墳墓の設置は、1 区画につき 1 とし、その規格及び設置基準は、規則で定める。

(使用の承継)

第 7 条 使用者の死亡その他の理由により、当該使用者にかわって祭祀を主宰する者は、市長の承認を得て墓地の使用を承継することができる。

(返還時の原状回復義務)

第 8 条 墓地を返還しようとするときは、使用者は直ちに自己の費用をもって原状に復さなければならない。

(使用許可の取消)

第 9 条 市長は、次の各号の一に該当する場合は墓地の使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が死亡し、又は住所不明となって相当年月経過しても祭祀を承継する者がいないとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは許可に付した条件に違反したとき。

- 2 前項第 2 号の規定により使用許可を取り消された者は、直ちに墓地を自己の費用をもって原状に復し、市長に返還しなければならない。
- 3 使用許可を取り消された者が前項の措置を行わないときは、市長が原状に復しその費用をその者から徴収することができる。

(無縁墳墓の改葬)

第 10 条 市長は、使用許可を取り消し無縁となった墳墓を一定の場所に改葬することができる。

(使用料)

第 11 条 墓地の使用料は、1 区画につき 25 万円とし、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

- 2 使用許可の日から 3 年以内に墓地の全部を未使用のまま返還した場合は、既納使用料の一部を還付するものとする。

(遵守事項)

第 12 条 使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた日から 3 年以内に墳墓を設けること。
- (2) 墓地は常に清潔にするとともに、その保全に努めること。

(禁止行為)

第 13 条 使用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 目的以外に使用すること。
- (2) 墓地を譲渡すること。
- (3) 墳墓を設けずに焼骨を埋蔵すること。
- (4) 墳墓の設置基準に定めるもの以外のものを設けること。

第 14 条 何人も墓園内においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 許可なく車両を乗り入れること。
- (2) 墓地を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 許可なく物品の販売その他の営業、宣伝等の行為をすること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が禁止する行為

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 55 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 28 日条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和 58 年規則第 13 号で昭和 58 年 6 月 1 日から施行)

(舞鶴市墓園基金条例の一部改正)

- 2 舞鶴市墓園基金条例(昭和 55 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

舞鶴市墓園条例施行規則

昭和 54 年 12 月 27 日
規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、舞鶴市墓園条例(昭和 54 年条例第 30 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(使用資格)

第 3 条 条例第 4 条ただし書に規定する特別の理由があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 本市に本籍を有するとき。
- (2) その他市長においてやむを得ない事由があると認めるとき。

(使用許可申請)

第 4 条 条例第 5 条の規定による使用許可を受けようとする者は、墓地使用許可申請書(様式第 1 号)により、市長に申請しなければならない。

(許可証の交付)

第 5 条 市長は、条例第 5 条の規定により墓地の使用を許可したときは墓地使用許可証(様式第 2 号)を交付するものとする。

(墳墓の規格及び設置基準)

第 6 条 条例第 6 条第 2 項に規定する墳墓の規格及び設置基準は、別表のとおりとする。

(墳墓の設置の手続)

第 7 条 使用者は、墳墓の設置(以下この条において「設置」という。)をしようとするときは、墳墓設置着手届(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、設置に当たっては係員の指示に従わなければならない。
- 3 設置が完了したときは、その旨を係員に申し出て確認を受けなければならない。

(納骨の手続)

第 8 条 使用者は、納骨しようとするときは納骨届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(使用の承継承認の手続)

第 9 条 条例第 7 条の規定による使用の承継の承認を受けようとする者は、墓地使用承継申請書(様式第 5 号)により市長に申請しなければならない。

(返還手続)

第 10 条 条例第 8 条の規定により墓地を返還しようとする者は、墓地返還届(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(使用料還付)

第 11 条 条例第 11 条第 2 項の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、還付金額は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1 年以内に返還した場合 7 割相当額
- (2) 2 年以内に返還した場合 5 割相当額
- (3) 3 年以内に返還した場合 3 割相当額

附 則

この規則は、昭和 55 年 2 月 1 日から施行する。

舞鶴市墓園基金条例

昭和55年3月29日

条例第9号

(設置)

第1条 舞鶴市北吸墓園(以下「墓園」という。)の維持管理の経費に充てるため、墓園基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、3,400万円とする。

2 第5条の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立金相当額増加するものとする。

(昭58条例5・平14規則7・一部改正)

(使途)

第3条 基金は、第1条に規定する維持管理に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他の最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(平14規則7・一部改正)

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、これを予算に計上して墓園の維持管理のために使用し、又はこの基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月28日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和58年規則第13号で昭和58年6月1日から施行)

附 則(平成14年3月29日条例第7号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

舞鶴市共同墓地使用料条例

昭和 18 年 11 月 5 日
条例第 23 号

第 1 条 本市は市有共同墓地使用者に対し本条例の規定に従ひ使用料を徴収す。

第 2 条 墓地使用は 4 平方メートル以内とす。ただし、特別の事情あると認めたるときは制限を超過し、許可することができる。

第 3 条 墓地を次の甲乙区に分別す。
甲区 乙区に属せざる屍体遺骨を埋葬するものに使用せしむ
乙区 行旅死亡人又は埋葬義務者なき屍体若は遺骨の仮埋葬に充つ

第 4 条 甲区使用料は 1 平方メートルに付 250 円とする。
第 2 条ただし書の規定により制限を超過する場合は超過面積 1 平方メートルに付 500 円とする。

第 5 条 使用料は使用許可の際収入役に納付すべし。

第 6 条 市長は使用料を納付する資力なしと認むるとき又は特別の事情ありと認むるときは之を減免することを得。

第 7 条 墓地使用の許可を受けたるものは側石その他の方法により使用地の境界を明確ならしむる設備を為すべし。

第 8 条 墓地の地形を変更し若しくは墓碑以外の工作物を建設し又は樹木の植栽を為さんとするとき若は之を移転撤去せんとするときはあらかじめ市長の許可を受くべし。

第 9 条 使用权は家督相続人において継承するの外之を第三者に移転し又は貸付することを得ず。

第 10 条 使用者第 7 条の設備を為さざるときは市において之を施行し之に要したる経費を徴収することあるべし。

附 則

本条例は、公布の日より之を施行す。

附 則(昭和 21 年 4 月 1 日条例第 40 号)

本条例は、公布の日より之を施行する。

附 則(昭和 23 年 3 月 24 日条例第 18 号)

この条例は、昭和 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(昭和 24 年 3 月 31 日条例第 21 号)

この条例は、昭和 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(昭和 27 年 4 月 7 日条例第 16 号)

この条例は、昭和 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 36 年 4 月 1 日条例第 9 号)

この条例は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

舞鶴市墓地等の経営の許可等に関する規則

平成 24 年 3 月 29 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営が住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 10 条の規定による墓地等の経営の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(経営の主体)

第 3 条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項に規定する宗教法人で、市内に登録された事務所を有し、かつ、市内において 3 年以上の活動の実績があるもの(以下「宗教法人」という。)

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条第 3 号に規定する公益法人で、市内に登録された事務所を有し、かつ、市内において 3 年以上の活動の実績があるもの(以下「公益法人」という。)

(許可の基準)

第 4 条 市長は、法第 10 条第 1 項の規定による墓地等の経営の許可は、当該墓地等について、次の各号のいずれの要件にも該当するものであると認めるときに行うものとする。ただし、第 3 号及び第 4 号に掲げる要件については、市長が周囲の状況その他特別の事由により支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 永続的に管理されることが見込まれること。

(2) 経営が営利を目的としたものでないこと。

(3) 敷地(アにあっては、敷地及び建築物)が次のいずれの要件にも該当すること。

ア 当該墓地等を経営しようとする者が自ら所有し、かつ、抵当権その他の墓地等の経営に支障を及ぼすおそれのある権利が設定されていないこと。

イ 当該墓地等以外の敷地と筆界により区画されていること。

ウ 実測した面積と登記簿に記載された面積が一致していること。

(4) 設置場所が別表第1に定める基準に適合し、かつ、構造設備が別表第2に定める基準に適合していること。

2 宗教法人又は公益法人(以下「宗教法人等」という。)が墓地等を経営しようとする場合は、前項の規定によるほか、当該墓地等を経営しようとする地域において、地方公共団体が経営する墓地等を利用することが困難であると認められなければならない。

3 前2項の規定は、法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可に準用する。

(経営の許可の申請)

第5条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、墓地等経営許可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類

(2) 申請者が宗教法人等の場合にあつては、当該宗教法人等の規則又は定款(以下「宗教法人規則等」という。)の写し、登記事項証明書及び印鑑証明書並びに当該墓地の経営に関し宗教法人規則等に定められた手続を経たことを証する書類

(3) 墓地等の位置図

(4) 墓地等の敷地及び隣接地の公図の写し及び登記事項証明書

(5) 墓地等の敷地の実測平面図及び求積図

(6) 1の宗教に限定しない墓地にあつては、宗教別の墓地区画の計画図

(7) 墓地等の構造設備に関する計画図

(8) 墓地等の経営に係る資金計画を記載した書類

(9) 墓地又は納骨堂にあつては、需要見込みを記載した書類

(10) 墓地等の維持管理の方法を記載した書類

(11) 墓地等の隣接地(隣接地が道路のときは、当該道路を隔てた土地)の所有者及び使用者の承諾書又はこれに代わるものとして市長が認める書類

(12) その他市長が必要と認める書類

(変更の許可の申請)

第6条 法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 墓地等を変更しようとする理由を記載した書類

(2) 前条第2号から第11号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(廃止の許可の申請)

第7条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等を廃止しようとする理由を記載した書類
- (2) 第5条第2号から第5号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
- (3) その他市長が必要と認める書類
(経営等の許可)

第8条 市長は、前3条の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、経営、変更又は廃止(以下「経営等」という。)を許可すると決定したときにあつては墓地等経営(変更・廃止)許可書(様式第4号)を交付し、経営等を許可しないと決定したときにあつては墓地等経営(変更・廃止)不許可通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による経営等の許可に際し、必要な条件を付することができる。
(改葬を伴う墓地又は納骨堂の変更等の許可)

第9条 市長は、第6条の規定による墓地又は納骨堂の変更の許可の申請があつた場合又は第7条の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があつた場合で、改葬を伴うときは、当該改葬が完了したことを確認した後に、変更又は廃止の許可を行うものとする。
(みなし許可に係る届出)

第10条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされる認可又は承認があつたときは、当該許可があつたものとみなされる者は、速やかに、墓地(火葬場)みなし許可届出書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地又は火葬場を新設し、変更し、又は廃止しようとする理由を記載した書類
- (2) 法第11条第1項又は第2項に規定する認可又は承認があつたことを証する書類
- (3) 墓地又は火葬場の新設又は変更にあつては、第5条第2号から第7号まで及び第10号に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
- (4) 墓地又は火葬場の廃止にあつては、第5条第2号から第4号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
(工事完了の届出及び検査)

第11条 第8条の規定による墓地等の経営又は変更の許可を受けた者(以下「経営者」という。)は、当該許可に係る工事が完了したときは、速やかに、墓地等工事完了届出書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出書の提出を受けた場合は、速やかに、工事完了の検査を実施するものとする。
- 3 市長は、前項の検査の結果、当該墓地等が第8条の規定による経営又は変更の許可の内容に適合していると認めたときは、墓地等工事完了検査済証(様式第8号)を経営者に交付するものとする。
- 4 経営者は、前項の墓地等工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を供用してはならない。

(管理者の届出)

第12条 法第12条の規定による管理者の届出は、墓地等管理者届出書(様式第9号)を市長に提出することにより行うものとする。

(経営者等の変更の届出)

第13条 経営者(第10条に規定する墓地又は火葬場の新設又は変更の許可があったものとみなされる者を含む。以下同じ。)は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、墓地等変更届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(1) 経営者の住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)

(2) 管理者の住所又は氏名

(3) 墓地等の名称

(経営者の講じるべき措置)

第14条 経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等を常に清潔に保つこと。

(2) 墓石等が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに、安全対策を講じること。

(3) 老朽化し、又は破損した墓地等の構造設備の修復を行うこと。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成25年11月30日までの間における第3条第3号の規定の適用については、同号中「規定する公益法人」とあるのは「規定する公益法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成20年法律第60号)第42条第1項に規定する特例社団法人及び特例財団法人を含む。)」とする。

別表第1(第4条関係)

設置場所の基準	
(1)	鉄道又は国道、府道その他交通の頻繁な道路に接近した場所でないこと。
(2)	病院、学校その他公共的施設又は住宅に接近した場所でないこと。
(3)	飲料水の水源又は河川に接近した場所でないこと。
(4)	地形上危険な場所でないこと。

別表第2(第4条関係)

区分	構造設備の基準
墓地	<p>(1) 周囲の景観と調和していること。</p> <p>(2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。</p> <p>(3) 敷地内に適当な通路を設けること。</p> <p>(4) 排水設備を設け、雨水等が停滞しないようにすること。</p> <p>(5) 墓地の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。</p> <p>(6) 1の宗教に限定しない墓地にあつては、宗教別の墓地区画を設けること。</p> <p>(7) 面積が1万平方メートル以上の墓地にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>ア 墳墓の区域の合計面積が墓地の敷地面積の3分の1以下であること。</p> <p>イ 緑地帯及び幹線となる通路を設けること。</p> <p>ウ 既設の道路から車両が通行できる進入路を確保すること。</p>
納骨堂	<p>(1) 周囲の景観と調和していること。</p> <p>(2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。</p> <p>(3) 納骨堂の周囲に相当の空地を確保すること。</p> <p>(4) 耐火構造又は準耐火構造とし、内部の設備には不燃材料を用いること。</p> <p>(5) 消火及び防火のための設備を設けること。</p> <p>(6) 換気設備を設けること。</p> <p>(7) 納骨堂の出入口及び焼骨を収蔵するための設備は、施錠できること。</p> <p>(8) 納骨堂の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。</p>

火葬場	<ul style="list-style-type: none">(1) 周囲の景観と調和していること。(2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。(3) 防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する火葬炉を設けること。(4) 収骨及び残灰を保管・処理する施設を設けること。(5) 火葬場の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び待合室を設けること。
-----	---

舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例

平成 18 年 12 月 27 日

条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、道路、公園その他の公共の場所における自転車等の放置の防止に関し必要な措置を講じることにより、自転車等の適正な駐車秩序の確立を図り、もって安全な市民生活の確保と良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (4) 自転車等の放置 自転車等駐車場以外の公共の場所において、自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちにこれを移動させることができない状態にすることをいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車等の適正な駐車に係る指導啓発、関係機関及び関係団体との協力体制の確保その他自転車等の放置の防止に関し必要な施策の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高めるとともに、市長が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

(自転車等の利用者の責務)

第 5 条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等の放置をしないように努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 自転車の利用者は、その利用する自転車に住所、氏名等を明記するよう努めるとともに、防犯登録を受けなければならない。

(自転車の小売業者の責務)

第 6 条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、当該自転車に利用者の住所、氏名等を明記すること及び防犯登録を受けることを勧奨するよう努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置の防止に関する

施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第 7 条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者(次項において「鉄道事業者等」という。)は、鉄道及び路線バスの利用客の利便に供するため、自ら自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 鉄道事業者等は、市長から自転車等駐車場の設置について協力を求められたときは、その用地の譲渡、貸付けその他の措置を講じることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第 8 条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の大量に自転車等の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために、自ら自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する自転車等の放置の防止に関する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第 9 条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 市長は、放置禁止区域を指定するときは、規則で定める事項を告示するとともに、指定しようとする区域内に当該事項を掲示しなければならない。

(放置禁止区域の変更及び解除)

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により放置禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第 11 条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内において自転車等の放置をしてはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(放置禁止区域内における自転車等の放置に係る措置)

第 12 条 市長は、放置禁止区域内において自転車等の放置をしようとしている利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動するよう命じることができる。

2 市長は、放置禁止区域内において自転車等の放置がなされているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(放置禁止区域外における自転車等の放置に係る措置)

第 13 条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において自転車等の放置が

なされることにより、次の各号のいずれかに該当するときは、当該自転車等の利用者に対し、これを移動させるよう命じ、又は撤去する旨を警告することができる。

- (1) 歩行者等の通行に障害を生じるおそれがあると認めるとき。
 - (2) 非常時における緊急活動に困難を生じるおそれがあると認めるとき。
 - (3) 当該自転車等の放置が規則で定める期間を超えて継続していると認めるとき。
 - (4) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項に規定する措置を講じてもなお規則に定める期間を超えて継続して当該自転車等の放置がなされているときは、これを撤去することができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、放置禁止区域外の公共の場所において自転車等の放置がなされることにより、歩行者等の通行に著しい障害を生じ、若しくは非常時における緊急活動に困難を生じることが明らかであると認めるとき又は危険防止等のために必要があると認めるときは、当該自転車等を撤去することができる。

(身分証明書の携帯等)

第 14 条 前 2 条に規定する自転車等の放置に係る措置に携わる職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(撤去した自転車等の措置)

- 第 15 条 市長は、第 12 条第 2 項又は第 13 条第 2 項若しくは第 3 項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等を保管しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該撤去した場所又はその近辺の見やすい場所に当該事項を掲示しなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の規定により保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)の利用者の確認に努め、その確認ができたときは、当該保管自転車等を速やかに引き取るよう、当該利用者に通知しなければならない。
- 4 市長は、第 2 項の規定による告示の日の翌日から起算して規則で定める期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該保管自転車等を売却し、その代金を保管することができる。
- 5 前項の場合において、市長は、保管自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることができる。

(保管自転車等一覧簿の作成等)

第 16 条 市長は、規則で定める保管自転車等一覧簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。

(費用の徴収)

第 17 条 市長は、第 12 条、第 13 条及び第 15 条の規定による自転車等の撤去、保管その他の措置に要した費用として、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を、返還を申し出た当該自転車等の利用者から徴収する。

(1) 自転車 1 台につき 1,000 円

(2) 原動機付自転車 1 台につき 2,000 円

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の費用を免除することができる。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

平成 18 年 12 月 27 日

規則第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、舞鶴市自転車等の放置防止に関する条例(平成 18 年条例第 34 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(放置禁止区域の指定に係る標識の設置等)

第 3 条 市長は、条例第 9 条第 1 項の規定により放置禁止区域を指定したときは、当該区域内に自転車等放置禁止区域標識(様式第 1 号)を設置するものとする。

2 条例第 9 条第 3 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 放置禁止区域の指定の根拠
- (2) 放置禁止区域の名称又は区域図
- (3) 放置禁止区域としての効力が発生する年月日
- (4) 自転車等の放置に係る当該自転車等の措置

3 条例第 9 条第 3 項の規定による告示及び掲示は、当該放置禁止区域としての効力が発生する日前 7 日までに行うものとする。

(放置禁止区域内における自転車等の放置の特例)

第 4 条 条例第 11 条ただし書に規定する市長が特に認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 警察業務、郵便業務等公共性又は公益性の高い業務に従事中であり、かつ、やむを得ない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、特別の理由があると市長が認める場合

(警告の方法)

第 5 条 条例第 13 条第 1 項の規定による警告は、当該自転車等に警告票(様式第 2 号)を取り付けることにより行うものとする。

(放置禁止区域外における自転車等の放置に係る措置の期間)

第 6 条 条例第 13 条第 1 項第 3 号及び第 2 項の規則で定める期間は、7 日間とする。

(身分証明書)

第 7 条 条例第 14 条に規定する身分を示す証票は、身分証明書(様式第 3 号)とする。

(撤去及び保管に係る告示事項等)

第 8 条 条例第 15 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 撤去した日時及び場所

- (2) 保管する期限
- (3) 保管及び返還を行う場所
- (4) その他必要な事項

(利用者確認の方法及び引取りの通知)

第 9 条 条例第 15 条第 3 項の利用者の確認は、次の方法によるものとする。

- (1) 自転車等に記載された住所、氏名、電話番号等による照会
- (2) 防犯登録番号又は標識番号による照会
- (3) 盗難に係る被害届の有無の照会
- (4) その他必要な照会等

2 条例第 15 条第 3 項の規定による保管自転車等の利用者への通知は、保管自転車等引取通知書(様式第 4 号)によるものとする。

(保管自転車等の保管期間)

第 10 条 条例第 15 条第 4 項の規則で定める期間は、30 日間とする。

(保管自転車等の返還等の手続)

第 11 条 市長は、保管自転車等の返還を申し出た利用者に対し、その氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によってその者が当該保管自転車等の返還を受けるべき利用者であることを証明させ、かつ、保管自転車等受領書(様式第 5 号)と引換えに返還するものとする。

2 市長は、保管自転車等の売却代金の返還を申し出た利用者に対し、前項の規定の例により返還を受けるべき利用者であることを証明させ、かつ、保管自転車等売却代金返還請求書(様式第 6 号)を提出させるものとする。

(保管自転車等一覧簿)

第 12 条 条例第 16 条の規則で定める保管自転車等一覧簿は、保管自転車一覧簿(様式第 7 号)及び保管原動機付自転車一覧簿(様式第 8 号)とする。

(返還費用の免除)

第 13 条 条例第 17 条第 2 項の規定により同条第 1 項の費用(次項において「返還費用」という。)を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認める場合とする。

- (1) 当該自転車等が盗難にあったものである場合
- (2) その他当該自転車等の放置がなされたことについて、当該利用者の責めに帰さない理由がある場合

2 前項各号のいずれかに該当することにより返還費用の免除を受けようとする者は、返還費用免除申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

舞鶴市環境美化里親制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が協働で環境美化活動を行うために、市民が道路等の公共施設（以下「道路等」という。）の里親となってボランティア活動を実施する環境美化里親制度を推進することを目的とする。

(届出)

第2条 道路等の里親になろうとする個人または団体（以下「市民等」という。）は、自ら道路等の活動区域を定め、市長に環境美化里親制度養子縁組届（様式第1号）を提出するものとする。

2 養子縁組を解消する場合は、環境美化里親制度養子縁組解消届（様式第2号）を提出するものとする。

(合意書の交換)

第3条 市長は、養子縁組届の提出があった場合はその内容を審査し、その内容が適切であると認められるときは、市民等と合意書（様式第3号）を取り交わすものとする。

(里親の役割)

第4条 里親が行う道路等の環境美化活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の散乱ごみの回収
- (2) ごみの散乱状況等の情報提供
- (3) その他環境美化に必要な活動

(市の役割)

第5条 市長は、里親の活動に対し次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 環境美化活動に必要な物品や用具等の支給または貸与
- (2) ごみの回収
- (3) サインボードの設置
- (4) ボランティア保険の加入
- (5) その他活動に必要な事項

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成13年9月1日から施行する。

舞鶴市ごみ集積箱設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の生活環境を保全することを目的として、家庭から排出されるごみの散乱を防止するために集積箱を購入し、又は作製する事業を行う自治会に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内においてごみ集積箱設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 市内の一定の区域の住民が結成した自治組織で、本市に自治会又は区として届け出たものをいう。
- (2) 集積箱 本市が収集する一般家庭から排出されるごみを集積する箱又は施設をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、自治会が市内の業者から集積箱を購入し、又は鉄板、ブロック、木材等若しくはこれらに類する資材で集積箱を作製する事業で、本市が承認したものに限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象事業に要する経費の額に2分の1を乗じて算出して得た額（その額に1,000円未満の端数金額が生じたとき又はその額が1,000円未満であるときは、当該端数金額又は当該額を切り捨てる。）とする。ただし、集積箱1箱につき50,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条に規定する申請書は、舞鶴市ごみ集積箱設置事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 集積箱設置事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書（集積箱の構造図又はカタログを含む。）
- (4) 設置場所の見取図及び写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(事業計画の変更)

第6条 規則第8条に規定する変更の書類は、舞鶴市ごみ集積箱設置事業計画変更承認申請書（様式第3号）によるものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴市ごみ集積箱設置事業実績報告書(様式第4号)によるものとし、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業完了後の写真
- (3) 領収書の写し

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

制定文 抄

平成6年5月1日から施行する。

舞鶴市生ごみ堆肥化容器購入事業補助金交付要綱

平成 6 年 4 月 28 日
告示第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ごみの減量化及び有効利用を図ることを目的として、家庭から排出される生ごみを処理するために生ごみ堆肥化容器(以下「容器」という。)を購入する事業を行う者に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和 50 年規則第 25 号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において生ごみ堆肥化容器購入事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、家庭から排出される生ごみを処理するために容器を購入し、設置する者で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 容器が設置できる敷地を市内に有すること。
- (3) 防臭に努める等容器の適正な維持管理ができること。
- (4) 堆肥化された生ごみを自己処理できること。
- (5) 既に補助金の交付を受けた者である場合は、当該交付を受けた時から起算して、原則として 5 年以上経過していること。ただし、次条ただし書の規定による容器の限度個数の範囲内である場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、容器の購入金額に 2 分の 1 を乗じて算出して得た額(その額に 100 円未満の端数金額が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、容器の個数については 1 世帯につき 2 個を、補助金の額については容器 1 個につき 4,000 円を限度とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、生ごみ堆肥化容器購入事業補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「交付申請書」という。)を、容器を購入しようとする次条に規定する指定業者を経由して市長に提出しなければならない。

(指定業者)

第 5 条 市長は、この要綱による補助金の交付の対象となる容器の販売を取り扱う業者を、次に掲げる要件を満たす者の中から指定するものとする。

- (1) 物品の製造の請負、売買及び貸借並びに役務の提供等の指名競争入札に参加する者に必要な資格、その資格審査の申請の時期及び方法等(昭和 63 年告示第 9 号)に基づく指名競争入札参加登録業者で市内に店舗を有するもの

(2) 容器の設置及び維持管理について指導することができる者

- 2 前項の指定を受けようとする業者は、生ごみ堆肥化容器販売業者指定申請書(様式第 2 号)に容器の販売価格及び仕様書を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、審査の上、適当と認めるときは、生ごみ堆肥化容器販売業者指定通知書(様式第 3 号。以下「指定通知書」という。)により申請業者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により指定を受けた業者(以下「指定業者」という。)は、舞鶴市が推進するごみ減量化運動等に協力するとともに、市長が容器の設置、維持管理等に関して指示する事項を遵守しなければならない。

(容器の販売等)

- 第 6 条 申請者は、補助金の請求及び受領の権限を購入しようとする指定業者に委任するものとし、当該委任を受けた指定業者(以下「受任指定業者」という。)は、指定通知書に記載されている販売価格で当該申請者に容器を販売しなければならない。

(補助金の請求等)

- 第 7 条 受任指定業者は、前条の規定により容器を販売したときは、当該委任した申請者に代わって、生ごみ堆肥化容器購入事業補助金請求書(様式第 4 号)に当該委任した申請者の交付申請書を添付して市長に補助金の交付を請求しなければならない。
- 2 前項の請求は、4 半期ごとに当該期における受任分を取りまとめて当該期の最終月の翌月の 10 日までに行うものとする。

(補助金の交付等)

- 第 8 条 市長は、前条に規定する請求があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、生ごみ堆肥化容器購入事業補助金交付決定通知書兼交付済通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するとともに、速やかに当該受任指定業者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

- 第 9 条 市長は、申請者又は指定業者が次のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

舞鶴市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を図るため、生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和 50 年規則第 25 号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において舞鶴市生ごみ処理機購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「処理機」とは、生ごみを電気、微生物等を用いて脱水し、乾燥し、及び分解する等の方法により減量又は堆肥化を図るための機器で、市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、自らの家庭から排出する生ごみの減量又は堆肥化を図るため処理機を購入した者(第 6 条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して、原則 5 年を経過していない者を除く。)で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 舞鶴市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 処理機の適正な維持管理ができること。

(補助金の額及び補助台数)

第 4 条 補助金の額は、処理機の購入金額に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に 100 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、20,000 円を限度とする。

2 補助金の交付対象となる処理機の台数は、補助対象者が属する世帯につき 1 台とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、舞鶴市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機を購入した事実が確認できる領収書等の書類
 - (2) 処理機の保証書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、舞鶴市生ごみ処理機購入費補助金交付・不交付決定通知書(様式第 2 号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 7 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行し、同日以後の処理機の購入に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以後の処理機の購入に係る補助金から適用する。

○舞鶴市古紙等資源回収活動報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、廃棄物の再利用を促進し、その減量化を図るため、資源として再利用できる古紙等の廃棄物(以下「古紙等資源」という。)の回収活動を行う団体に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で古紙等資源回収活動報奨金(以下「報奨金」という。)を交付する。

(交付対象)

第2条 報奨金の交付の対象となるものは、次に掲げる古紙等資源の回収活動を行う市内の自治会、子供会、PTA、婦人会、老人会等主として地域住民により構成される団体(古紙等資源の回収活動を主たる業務としているものを除く。)とする。

- (1) 古紙類
- (2) 繊維類
- (3) アルミ類
- (4) 廃食用油

(報奨金の額)

第3条 報奨金の額は、回収した古紙等資源の総量に1キログラム当たり3円(廃食用油については1リットル当たり5円)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(団体の登録等)

第4条 報奨金の交付を受けようとするものは、古紙等資源回収活動団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、古紙等資源回収活動団体登録簿(様式第2号。以下「登録簿」という。)に登載するとともに、その旨を古紙等資源回収活動団体登録通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(交付申請手続)

第5条 前条の規定により登録を受けた団体等(以下「登録団体」という。)は、実施した古紙等資源の回収に対して報奨金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに古紙等資源回収活動報奨金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 4月から9月までの古紙等資源の回収活動分 9月末日
- (2) 10月から翌年3月までの古紙等資源の回収活動分 翌年の3月末日

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められたものについては報奨金の額を決定し、その旨を当該登録団体に通知しなければならない。

(登録簿登録事項の変更等)

第7条 登録団体は、登録簿の登録事項に変更を来す事項が生じたとき、又は古紙等資源の回収活動を廃止するときは、速やかに古紙等資源回収活動団体登録事項変更届出書(様式第5号)又は古紙等資源回収活動廃止届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書の提出があった場合は、その内容を確認の上登録簿の登録事項を変更し、又は登録簿の記載を抹消して登録団体としての登録を取り消すものとする。

(報奨金の返還等)

第8条 市長は、報奨金の交付を受けた登録団体が次のいずれかに該当する場合は、交付した報奨金の全部又は一部の返還を求め、登録簿の記載を抹消して登録団体としての登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により報奨金の交付を受けたとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文 抄

平成3年度の活動から適用する。

改正文(平成6年4月8日告示第18号)抄

平成6年4月1日から適用する。

附則(平成22年8月9日告示第117号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成22年度分の報奨金から適用する。

マイ・リサイクル店認定制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に積極的に取り組む小売店に対して、舞鶴市ごみ減量・リサイクル推進店（以下「マイ・リサイクル店」という。）の認定を行い、かつ、これを広報することにより、廃棄物の減量化の推進を図るマイ・リサイクル店認定制度について、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象)

第2条 マイ・リサイクル店の認定の対象となる小売店は、舞鶴市内に店舗を有し、舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第19号）第12条の規定に基づく次の項目のうち、3項目以上を実施する小売店とする。

- (1) 簡易包装を推進する。
- (2) 買い物袋持参運動を実施する。
- (3) 空缶の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (4) 空瓶の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (5) 牛乳パックの回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (6) ペットボトルの回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (7) トレーの回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (8) 廃電池の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (9) その他再生資源の回収及びリサイクルルートの確保をする。
- (10) 製品等の修理・リフォーム等を実施する。
- (11) リサイクル用品を積極的に販売する。
- (12) 業務上発生する資源ごみをリサイクルする。
- (13) リサイクル用品を積極的に利用する。
- (14) 市民に対し、ごみの減量化及び再生利用の呼びかけをする。
- (15) その他創意工夫によるごみの減量化を実施する。

(認定申請等)

第3条 マイ・リサイクル店の認定を受けようとする小売店は、マイ・リサイクル店認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容等を審査の上、適当と認めるときは、マイ・リサイクル店として認定し、マイ・リサイクル店認定書（様式第2号）及び表示物を交付するものとする。

(変更届)

第4条 認定を受けたマイ・リサイクル店（以下「認定店」という。）は、その名称、所在地、代表者、取り組む事項等に変更が生じたときは、マイ・リサイクル店変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(認定店の責務)

第5条 認定店は、第3条第2項の交付を受けた表示物を見やすい場所に掲示し、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進に努めなければならない。

2 認定店は、毎年3月末日までに活動状況等に係る実施報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(シンボルマークの使用等)

第6条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために、シンボルマークを定め、これを認定店が実施する第2条の事業に使用させることができる。ただし、認定店以外の小売店に転貸等はいできない。

2 市長は、認定店が広く市民に周知されるように広報活動を行うものとする。

(認定の取消等)

第7条 市長は、認定店が第2条の事業を実施しない場合又は第5条第2項の報告が認定店として不適当と認めた場合は、認定を取り消すことができる。

2 認定店が、認定を辞退しようとするときは、マイ・リサイクル店認定辞退届(様式第5号)を市長に提出し、第3条により交付を受けた認定書及び表示物を返却するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成8年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第3項の規定による平成7年度の認定店に係る有効期間は、同項の規定にかかわらず、平成8年度の末日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成14年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年度の認定店に係る有効期間は、平成13年度の末日までとする。

舞鶴市浄化槽の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、設置する浄化槽に係る基準及び届出等の手続について、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(処理対象人員の算定基準)

第2条 浄化槽の処理対象人員の算定については、別表第1のとおりとする。

第3条 削除

(構造基準等)

第4条 設置する浄化槽の構造基準、保守点検、清掃又は使用を適正に行うための基準及び設置基準は、別表第2のとおりとする。

(法に基づく届出等の手続)

第5条 法に基づく届出又は報告を行う者は、別表第3の左欄に掲げる届出又は報告の種類に応じ、同表の中欄に定める書類及び図書をそれぞれ同表の右欄に定める部数作成し、市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年7月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

浄化槽の処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」(以下、この表において「基準」という。)によるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げるところにより算定した人員をもって処理対象人員とすることができる。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域以外の舞鶴市の区域に設置される住宅の浄化槽については、基準の表2の部住宅施設関係の款イの項中「130」を「170」に読替えて算定した人員
- (2) 農業集落排水事業実施要綱(昭和58年58構改D第271号)、漁業集落環境整備事業実施要領(昭和53年53水港第3598号)及び漁港漁村総合整備事業実施要領(平成6年6水港第1759号)(以下「農業集落排水事業実施要綱等」という。)に基づき設置される浄化槽については、処理対象区域の特性を考慮した定住人口の推計値等に基づいて算定した人員
- (3) 住宅団地の開発区域内に設置する集中処理方式の浄化槽であって、当該住宅の建築計画が定まっていないものについては、次表により算定した人員

1区画の敷地面積	1区画当たりの処理対象人員	
	第1種及び第2種低層住居専用地域	その他の地域
100平方メートル以下	5人	5人
100平方メートル超 150平方メートル以下	5人	7人
150平方メートル超	7人	7人

別表第2(第4条関係)

1 構造基準

- 1 設置する浄化槽は、その構造が次の各号に定める基準に適合するものとする。
 - (1) 電源は、浄化槽専用のもので又は他の機器と共用で漏電遮断器を設けたものとし、送風機には、接地工事を施すこと。
 - (2) 浄化槽のマンホールは、十分な耐力を有し、回転ロック式蓋の設置等により転落事故防止等の安全措置を講じること。
 - (3) 浄化槽のマンホールの蓋は、地盤面から3センチメートルないし5センチメートル高くすること。ただし、雨水等の浄化槽への流入防止措置を講じる場合は、この限りでない。
 - (4) 工場生産による浄化槽は、原則として地下式とすること。
 - (5) 飲食店等の厨房施設については、厨房施設の排水口に油水分離装置を設けること。
 - (6) 処理対象人員が201人以上の浄化槽は、送風機及びポンプの故障等を示す警報装置を備えること。また、管理者が常駐していない場合は、警報装置及び黄色の警告灯を備える等速やかに故障を察知できる構造とすること。
- 2 現場打ちで設置する浄化槽又は既製のコンクリート管を用いる浄化槽は、前項(第4号を除く。)に定める基準によるほか、次の各号に定める基準に適合するものとする。
 - (1) 各槽は一体の底盤に設置すること。
 - (2) 処理対象人員が201人以上の浄化槽は、送風機の空気供給量を散気管ごとに調節が可能であること。

なお、水中送風機を使用する場合は、槽内の水を排出することが可能であり、かつ、保守点検を容易に行うことが可能な構造の専用槽に設置し、又は搬出が可能なものとする。
 - (3) 処理対象人員が201人以上の浄化槽の流量調整槽には、専用の送風機を設け、各送風機には予備の送風機を備えること。
 - (4) 処理対象人員が201人以上の浄化槽の各槽は、処理水の水面から当該各槽の壁の上端まで50センチメートルの余裕を持った高さを有すること。

3 前2項の規定は、農業集落排水事業実施要綱等に基づき設置される浄化槽であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けた場合は、適用しないものとする。

2 保守点検、清掃又は使用を適正に行うための基準

設置する浄化槽は、設置後において保守点検、清掃又は使用を適正に行うため、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 浄化槽の清掃等に使用できる給水栓を設けること。
- (2) 浄化槽又は浄化槽に係る機械室等の見やすい場所に、その浄化槽の製造者、製造年月日、処理対象人員（人槽）、容量及び型式を破損等しにくい方法で掲示すること。
- (3) 浄化槽の使用に伴う振動による騒音を防止するため、送風機に防振ゴムを取り付ける等必要に応じて適切な措置を講じること。
- (4) 浄化槽の使用に伴う悪臭を防止するため、上屋を設ける等必要に応じて適切な措置を講じること。

3 設置基準

浄化槽の設置は、次の各号に定める設置基準に適合するものとする。

- (1) 浄化槽で処理した水を環境衛生上支障なく放流できる水路等を有すること。
- (2) 建築基準法の規定により道路とみなされた場所に設置しないこと。
- (3) 浄化槽は、同一の敷地内において1施設とすること。ただし、土地の形状又は建築物の構造等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 公共井戸取締条例（昭和24年京都府条例第14号）に基づく公共井戸と浄化槽との距離は、原則として3.5メートル以上とすること。

別表第3(第5条関係)

届出又は報告の種類	書類及び図書	部数
<p>1 法第5条第1項に規定する浄化槽の設置の届出</p>	<p>(1) 浄化槽設置届出書(様式第1号)</p> <p>(2) 浄化槽法定検査(法第7条及び第11条に規定する浄化槽の水質に関する検査をいう。)について、指定検査機関の検査実施の承諾を得たことを証する書面</p> <p>(3) 浄化槽処理対象人員算定書(様式第3号)</p> <p>(4) 建物平面図</p> <p>(5) 付近見取図</p> <p>(6) 配置図(建築物、浄化槽、放流経路及び道路の位置を明示したもの)</p> <p>(7) 敷地区画割図(団地の場合に限る。)</p> <p>(8) 浄化槽構造図(法に基づく型式認定及び建築基準法に基づく型式適合認定を受けた浄化槽にあつては、当該認定書の写しを含む。)</p> <p>(9) 浄化槽構造強度計算書(コンクリート製の浄化槽に限る。)</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>正本2部</p> <p>副本1部</p>
<p>2 法第5条第1項に規定する浄化槽の構造又は規模の変更の届出</p>	<p>(1) 浄化槽変更届出書(様式第2号)</p> <p>(2) 前項に掲げる書類及び図書のうち、当該浄化槽に係る設置届出書又は建築確認申請書に添付した書類及び図書とその内容が異なる書類及び図書</p>	<p>正本2部</p> <p>副本1部</p>
<p>3 法第10条の2第1項に規定する浄化槽の使用開始の報告</p>	<p>(1) 浄化槽使用開始報告書(様式第4号)</p> <p>(2) 技術管理者が法第10条第2項に規定する資格を有することを証する書類(処理対象人員が501人以上の浄化槽に限る。)</p> <p>(3) 当該浄化槽に係る保守点検に関する契約書の写し及び清掃に関する契約書の写し</p>	<p>正本1部</p> <p>副本1部</p>

<p>4 法第10条の2第2項に規定する技術管理者の変更の報告</p>	<p>(1) 技術管理者変更報告書(様式第5号) (2) 技術管理者が法第10条第2項に規定する資格を有することを証する書類</p>	<p>正本1部 副本1部</p>
<p>5 法第10条の2第3項に規定する浄化槽管理者の変更の報告</p>	<p>浄化槽管理者変更報告書(様式第6号)</p>	<p>正本1部 副本1部</p>
<p>6 法第11条の2に規定する浄化槽の廃止の届出</p>	<p>浄化槽使用廃止届出書(様式第7号)</p>	<p>正本1部</p>

舞鶴市し尿処理距離事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、し尿収集運搬車両のし尿処理施設（東浄化センター内）までの運搬距離が異なることによる東西収集経費の格差に伴う市民負担の軽減を図るため、別表に掲げる地域（以下「対象地域」という。）において、し尿収集を行った事業者に対し、し尿処理施設までの運搬に要する経費の一部について、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市し尿処理距離事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けるし尿収集運搬業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が対象地域において行うし尿収集事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金対象事業に要するし尿収集運搬車両の消耗品及び燃料費であって、榎トンネルからし尿処理施設までの区間に要するものとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象者の前前年度の延べ収集戸数、延べ収集台数、延べ収集距離、年間使用燃料、車両稼働台数、汲み取り戸数及び補助対象戸数を基礎数値として、別紙算定方法により算出した補助対象経費の総額に相当する額（その額に1,000円未満の端数金額が生じたときは、該当端数金額を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、し尿処理距離事業補助金交付申請書（様式第1号）にし尿処理距離事業補助金申請算定表（様式第2号）を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、速やかに規則第6条の規定により、書面により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その理由を付して、速やかにその旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

(交付)

第8条 補助金の交付は、原則として、次条の実績報告書に基づき年間事業量に対して行うものとする。ただし、特に必要と認める場合は、交付額に相当する額を第6条の申請書に記載する事業実施期間の月数で除して得た額を月ごとに交付することができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助対象事業終了後速やかにし尿処理距離事業補助金実績報告書(様式第3号)にし尿処理距離事業補助金実績算定表(様式第4号)を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成15年度補助金分から適用する。

附則

平成20年4月1日 一部改正(第1条関係)

別表(第1条関係)

舞鶴市し尿処理距離事業補助金対象地域

字青井、字朝代、字池ノ内下、字伊佐津、字今田、字上根、字上安、字魚屋、上安東町、字円満寺、字大内、大内野町、字大川、字大君、字大俣、字岡田由里、字蒲江、字上安久、字上漆原、字上福井、字上東、字岸谷、字喜多、字北田辺、字京口、字京田、京田新町、清美が丘、字清道、清道新町、字久田美、字公文名、字倉谷、字桑飼上、字桑飼下、字河原、字紺屋、字西方寺、字境谷、字志高、字下安久、字下漆原、字下福井、字下見谷、字下東、字城屋、昭和台、字職人、字白杉、字白滝、白浜台、字新、字地頭、字寺内、高野台、字高野由里、字滝ケ字呂、字竹屋、字丹波、字寺田、字天台、天台新町、字十倉、字中山、字長谷、字長浜(旭南町内、西門2町内、西門1町内、西元町1町内、双葉町内、海上自衛隊町内、保安学校町内及び荒田町内区域を除く。)、字七日市、字西、字西神崎、字西吉原、字女布、女布北町、字布敷、字野村寺、字八田、字八戸地、字東神崎、字東吉原、字引土、字引土新、字平野屋、字福来、字富室、字別所、字堀、字堀上、字本、字真倉、字松陰、字丸田、字万願寺、字水間、字三日市、字南田辺、字宮津口、字油江、字吉田、字和江及び字和田

し尿遠隔地収集事業費補助金交付要綱

平成 3 年 4 月 1 日
告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、遠隔地におけるし尿収集に係る市民の負担の軽減を図るため、当該し尿収集事業を行った事業者に対して、当該遠隔地し尿収集事業費の一部について、補助金等の交付に関する規則(昭和 50 年規則第 25 号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内でし尿遠隔地収集事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の地域区分によりそれぞれ当該各号に定める区域(この要綱において「遠隔地」という。)において一般家庭に係るし尿収集事業を行う者とする。この場合において、当該各号に規定する距離の算定は、舞鶴市市内出張旅費規則(昭和 40 年規則第 25 号)別表に定めるところに準じて別に定める。

- (1) 東地域 下水処理場から片道 5km を超える区域
- (2) 西地域及び加佐地域 西支所から片道 5km を超える区域

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、別表に規定する距離区分に応じて、当該遠隔地において収集したし尿収集量を基本収集量(18 リットル)で除した値(その値に小数点以下の端数があるときは、当該端数を切り上げる。)に、該当する別表の補助単価を乗じて得た額を基本として、これに消費税相当額を加算した額とする。

(交付申請)

第 4 条 規則第 4 条に規定する申請書は、し尿遠隔地収集事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)によるものとし、別に定める書類を添付し、補助金の交付対象となる事業の実施前に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかにその書類等を審査し、補助対象事業としての可否を決定するとともに、その結果を申請者に通知しなければならない。

(交付)

第 5 条 補助金の交付は、原則として次条の実績報告書に基づき年間事業量に対して行うものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、実績報告書等当該事業実績を確認できる書類等の提出を求め、これを確認することにより、月単位に行うことができる。

(実績報告書)

第 6 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、し尿遠隔地収集事業実績報告書(様式第 2 号)によるものとし、別に定める書類を添付して市長に提出

しなければならない。

- 2 前条ただし書の規定による交付方法を採用する場合において特に必要があると認めるときは、当該年度の最終月において当該年度分を一括した実績報告書の提出をもって前項の実績報告に代えることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

制定文 抄

平成3年度の事業から適用する。

改正文(平成4年4月1日告示第11号)抄

平成4年度分の補助金から適用する。

改正文(平成5年4月1日告示第19号)抄

平成5年度分の補助金から適用する。

改正文(平成7年5月1日告示第26号)抄

平成7年度分の補助金から適用する。

別表(第3条関係)

し尿遠隔地収集事業費補助金距離別単価表

距離区分(下水処理場又は西支所を起算点とする。)	補助単価
5kmを超え、6km以内の区域	20円
6km〃、7km〃	40円
7km〃、8km〃	60円
8km〃、9km〃	80円
9km〃、10km〃	100円
10km〃、11km〃	130円
11km〃、12km〃	160円
12km〃、13km〃	190円
13km〃、14km〃	220円
14km〃、15km〃	250円
15km〃、16km〃	280円
16km〃、17km〃	310円
17km〃、18km〃	340円
18km〃、19km〃	370円
19km〃、20km〃	400円
20km〃、21km〃	430円
21km〃、22km〃	460円
22km〃、23km〃	490円
23km〃、24km〃	520円
24km〃、25km〃	550円

し尿ホース延長収集事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、し尿収集車両の大型化と市街地の密集地や農村地において通常(40m)のホースではし尿収集ができない一般家庭が増加していることにもない、特別にホースを延長してし尿収集業務を行った許可業者に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内でし尿ホース延長収集事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、一般家庭において40mを超えるホースを必要とするし尿収集業務を行う者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、一般家庭において40mを超えるホースが必要なし尿収集業務に対して、1便槽620円とする。(ただし、一世帯に2便槽以上ある場合は、1便槽とみなす。)

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請は、し尿ホース延長収集事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかにその書類等を審査し、補助対象事業としての可否を決定するとともに、その結果を申請者に通知しなければならない。

(交付)

第5条 補助金の交付は、原則として次条の実績報告書に基づき年間事業量に対して行うものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、実績報告書等当該事業実績を確認できる書類等の提出を求め、これを確認することにより月単位に行うことができる。

(実績報告書)

第6条 第4条第2項による補助金の交付の通知を受けた許可業者は、当該事業を完了したときは、し尿ホース延長収集事業実績報告書(様式第2号)に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

平成8年4月1日 一部改正(第3条関係)

附 則

平成10年4月1日 一部改正(第3条関係)

附 則

平成12年4月1日 一部改正(第3条関係)

舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴の川と海を美しくする会（以下「美しくする会」という。）が、河川や海岸（以下「河川等」という。）の清掃活動等本市の水環境の保全を目的とした事業を行う場合に、当該事業に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、美しくする会が行う河川等の清掃活動及び河川等の環境美化に係る啓発事業とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額の範囲内で、市長が認めた額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 美しくする会会則
- (4) 美しくする会役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(申請書等記載事項の変更)

第5条 規則第8条に規定する変更は軽微な変更以外のものとし、その変更に係る書類は、舞鶴の川と海を美しくする事業費補助金補助金変更承認申請書（様式第2号）によるものとして、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴の川と海を美しくする会事業費補助金事業完了実績報告書（様式第3号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業終了後30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年度補助金から適用する。

まいづるクリーンキャンペーン事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まいづるクリーンキャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、清掃活動等本市の生活環境の保全を目的とした事業を行う場合に、当該事業に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第25号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内においてまいづるクリーンキャンペーン事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実行委員会が行う清掃活動及び環境美化に係る啓発事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額の範囲内で、市長が認めた額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、まいづるクリーンキャンペーン事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実行委員会会則
- (4) 実行委員会役員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(申請書等記載事項の変更)

第5条 規則第8条に規定する変更は軽微な変更以外のものとし、その変更に係る書類は、まいづるクリーンキャンペーン事業費補助金変更承認申請書（様式第2号）によるものとして、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、まいづるクリーンキャンペーン事業費補助金事業完了実績報告書（様式第3号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業終了後30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成16年度補助金から適用する。

舞鶴市清掃事務所規程

平成12年10月19日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、舞鶴市清掃事務所の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 一般廃棄物(可燃ごみに限る。以下同じ。)の処理に関する業務を行うため、舞鶴市清掃事務所(以下「事務所」という。)を舞鶴市字森1515番地に置く。

(組織等)

第3条 事務所の組織及び分掌する業務は、舞鶴市事務分掌規則(昭和40年規則第10号)の定めるところによる。

(搬入時間及び休日)

第4条 事務所へ一般廃棄物を搬入できる時間は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、
1 2月31日は午前8時30分から正午までとする。
2 事務所の休日は、1月1日から同月3日までとする。
3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(取扱廃棄物)

第5条 事務所で処理する一般廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 舞鶴市が許可した一般廃棄物収集運搬業者が搬入する一般廃棄物
- (2) 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。)が直接搬入する一般廃棄物
- (3) その他市長が特に認めたもの

(遵守事項)

第6条 事務所に一般廃棄物を搬入しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 舞鶴市以外で発生した一般廃棄物は搬入しないこと。
- (2) 舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成6年条例第19号)第2条第2号に規定する事業系一般廃棄物は搬入しないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 不燃物及び爆発物が混入している一般廃棄物は搬入しないこと。
- (4) 有毒ガスが発生するおそれのある一般廃棄物及び焼却炉を損傷するおそれのある一般廃棄物は搬入しないこと。
- (5) プラスチック類等焼却に不適当な一般廃棄物は搬入しないこと。
- (6) その他事務所の管理者の指示に従うこと。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、太陽光エネルギーを利用した発電システムの普及を促進することにより、地球温暖化の防止を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅用太陽光発電システム」とは、国が定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱(平成20・10・31財資第1号)等に基づき、一般社団法人太陽光発電協会内の太陽光発電普及拡大センターが交付する補助金(以下「太陽光発電普及拡大センター補助金」という。)の対象となるシステムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に該当する個人とする。

- (1) 自ら居住し若しくは居住しようとする舞鶴市内に存する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置した者又は自らが居住するために舞鶴市内に存する住宅用太陽光発電システムが設置された住宅を購入した者
- (2) 太陽光発電普及拡大センター補助金を平成25年3月29日までに申し込み、当該補助金の交付決定の通知を受けている者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(単位はキロワットとし、小数点以下第2位未満は、切り捨てるものとする。)に30,000円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 補助金の限度額は、1の補助対象者につき、通算して120,000円とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する申請書は、舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、太陽光発電普及拡大センター補助金の交付決定の通知を受けてから6月以内に、次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(発行後3月以内のもの)
- (2) 住宅用太陽光発電システムの設置状況が確認できる写真
- (3) 太陽光発電普及拡大センター補助金の交付決定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議は、前項の申請書等を確認の上、舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付対象者証明書を添付して、市長に送付しなければならない。

(交付決定及び確定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、当該申請書等の審査及び調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定及び額の確定を行い、舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、舞鶴市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第3号)により市長に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助決定者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合その他この要綱の規定に違反したと認められる場合は、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(管理等)

第9条 補助決定者は、住宅用太陽光発電システムをその法定耐用年数までの期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第 10 条 補助決定者は、住宅用太陽光発電システムの法定耐用年数の期間内において、当該住宅用太陽光発電システムを処分しようとするときは、あらかじめ、住宅用太陽光発電システム処分承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(協力)

第 11 条 市長は、補助決定者に対し、必要に応じて住宅用太陽光発電システムの稼働状況等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に導入支援対策費補助金の交付の決定を受ける住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助金から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日告示第 114 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日告示第 110 号)

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日告示第 176 号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定(同条第 1 項各号列記以外の部分の改正規定(「又は額の確定の通知」を削る部分に限る。))を除く。)、第 6 条の改正規定及び様式第 1 号の改正規定は、平成 25 年 3 月 16 日から施行する。